

*申請書記入の注意事項

様式第1号（第6条関係）

（申請先）土浦市長

郵便番号
住所
氏名
生年月日
電話番号

申 請 者

年 月 日

土浦市住宅用環境配慮型設備導入事業費補助金交付申請書

土浦市住宅用環境配慮型設備導入事業費補助金の交付を受けたいので、土浦市住宅用環境配慮型設備導入事業費補助金交付要項（以下要項という）第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。また、申請日の属する年の1月1日現在で本市に住所を有していた方については、市税の納付状況を市の職員が確認することに同意します。

記

補助対象経費

補助金交付申請額

建築の区分

太陽光発電設備の設置状況

環境配慮型設備の設置場所

着工予定年月日

設置完了予定年月日又は建売住宅の引渡し完了日

添付書類

（1）交付申請チェックリスト（様式第1-1号）
(2) 環境配慮型設備の設置に関する工事請負契約書又は売買契約書の写し
(3) 環境配慮型設備の設置に関する見積書の写し
(4) 環境配慮型設備の形状、規格等が分かる書類
(5) 環境配慮型設備の設置予定箇所の位置図
(6) 環境配慮型設備の設置予定箇所の現況写真
(7) 納税証明書その他の市町村税を滞納していないことを証する書類（申請日の属する年の1月1日時点で本市に住所を有していた者を除く。）
(8) 個人番号カード、運転免許証、健康保険証その他の申請者が本人であることを確認することができる書類の写し

設備設置に係る費用を**税抜**でご記入ください。
詳細は「2・補助対象設備・補助金額・補助対象経費」をご覧ください。

該当部分を○で囲んでください。

設備を設置する場所の住所をご記入ください。申請者欄に記載の住所と同じ場合は省略可能です。

設備設置の開始予定日と設置終了予定日をご記入ください。

添付資料の詳細については、「4・補助の手続き」の「申込みに必要な書類」をご覧ください。

窓口提出日をご記入ください。

年

月

日

※様式第1-1号「交付申請チェックリスト」を使用して、添付書類等に不備がないかご確認ください。



土浦市役所 環境保全課
環境政策係
〒300-8686
土浦市大和町9番1号
☎029-826-1111(内)2012
Email k-hozan@city.tsuchiura.lg.jp

土浦市地球温暖化防止
シンボルキャラクター
「つーチャン」

令和5年度

土浦市住宅用環境配慮型設備導入事業費補助制度の手引き

事業の概要

土浦市では、環境と共生した、潤いと安らぎのある「まち」の創造と地球環境の保全を目的として、環境に配慮した住宅用の蓄電システムを設置される方に、予算の範囲内で経費の一部を補助します。

なお、この事業は茨城県自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金の予算に基づき実施しております。

1 申込資格・条件

- (1)市内の自らが居住する住宅に補助対象設備をこれから設置する方。または自らが居住するために市内に補助対象設備付建売住宅をこれから購入する方
- (2)年度内にすべての手続きを完了することができる方
- (3)市町村税を滞納していない方
- (4)過去に定置用リチウムイオン蓄電システムに係る土浦市の補助金を受けたことのない方（同一の世帯員の方を含む）
- (5)茨城県が実施する「いばらきエコチャレンジ」に実績報告までに登録し、家庭での省エネの取組を行っている方。

2 補助対象設備・補助金額・補助対象経費

補助対象設備	補助金の額	補助対象経費
蓄電システム	1台あたり 50,000円	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）

※1すべての補助対象設備は未使用品に限ります。

※2蓄電システムとは以下の要件すべてに該当する設備に限ります。

- ・電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものであること。
- ・**住居等に設置された太陽光発電設備と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるものであること。**
- ・蓄電池から供給される電力が、当該住居にて使用されるものであること。

太陽光発電設備の設置の補助は行っておりません。

<補足事項>

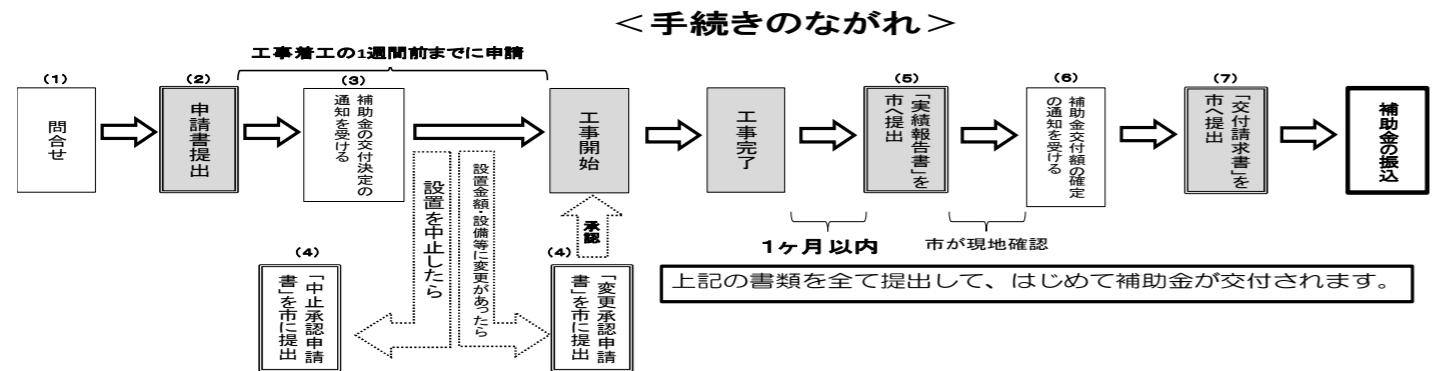
補助対象者 「いばらきエコチャレンジ」に参加していること	参加方法 いばらきエコチャレンジホームページから登録 右の二次元コードからもアクセスできます ※実績報告時、登録していることを証する書類等と 「いばらきエコチャレンジに登録していることが確 ける書類」の添付が必要です
蓄電システム	太陽光発電設備と連携（接続及び充放電）しているもの ※太陽光発電設備と連携しない蓄電池のみの設置は対象外です ※太陽光発電設備の設置の補助は行っておりません

3 申請受付開始日

令和5年4月17日(月)より 市役所本庁舎2F 21番窓口スペース環境保全課 平日 8:30~17:15

*補助申請の受付は先着順とし、予算の範囲を超えた時点で終了となります。

4 損害の手続き（下の「手続きの流れ」を見ながらご確認ください。）



(1)問合せ、(2)申込み（申請書提出）

まずは補助金の予算残高を環境保全課に電話にてお問合せください。その後、**補助金交付申請**に必要な書類を準備し、市に申請をしてください。

＜申込みに必要な書類＞

必要な書類		備考
1 申請書		訂正箇所には二重線を引き、その上に正しい文言を記入してください ※補助金額に係わる訂正はできませんので注意してください
2 交付申請チェックリスト		必ず作成のうえ添付してください
3 工事請負契約書又は売買契約書の写し		施工会社、契約内容が読み取れるページ、押印したページを添付してください ※当該年度の4月1日以降に契約したもの
4 見積書の写し		設置する設備の金額がわかるもの
5 設置機器のカタログの写し		メーカー、型番がわかるもの
6 設置住宅の位置が確認できる地図		大通りや目印となる建物が記載された地図をお願いします 後日、職員が現地確認に伺います
7 設置予定箇所の現況写真		既築:家の全景が写っているもの(交換予定の設備の写真でも可) 新築:建設予定地が特定できるもの
8 納税証明書その他の市町村税を滞納していないことを証する書類(申請日の属する年の1月1日時点で本市に住所を有していた者を除く。)		<ul style="list-style-type: none"> ・取得後3ヶ月以内で、申請日の時点で取得できる最新年度のもの ・納期到来分について未納がないもの <p>※課税証明書を誤って添付されるケースが増えていますのでご注意ください</p>
9 申請者が本人であることを確認することができる書類		個人番号カード、運転免許証、健康保険証等の写し
10 蓄電システムが太陽光発電設備と連携することが確認できる書類		<p>【太陽光発電設備を新設する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書には太陽光発電設備の設置が記載されていますか ・見積書は太陽光発電設備に関する費用を含んでいますか <p>【太陽光発電設備が既設の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光モジュールが設置されていることが確認できる写真 ・領収書または電力会社との受給契約申込書の写し(東京電力の場合は受給契約申込書に東京電力の受領印のあるもの)(全量自家消費の場合を除く) ・連携・活用する旨の誓約書(全量自家消費の場合)(様式は任意です)
11 太陽光発電設備の発電出力が分かる書類		<ul style="list-style-type: none"> ・契約書、見積書、カタログ、領収書等のいずれかの書類で確認できますか ・発電出力は10kW未満ですか <p>※発電出力は太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方</p>

＜下記の点にご注意ください！！＞

- ・すべての書類をご準備いただいてからお申込みください（予算枠の確保はできません）
 - ・ボールペン（消えるボールペンを除く）以外で記入されると受け付けられません

(3)補助金の交付決定の通知を受ける(申請から1週間～10日)

申請書類の内容を審査し、補助要件を満たせば「**補助金交付決定通知書**」を送付します。
※その際、市から「実績報告書」の用紙も同封します。(5)で必要な書類ですので、大切に保管してください。

(4)もし、変更や中止が生じたら・・・

設置工事の中止、変更（金額、設備、施工業者、など）が生じたら、すぐに市役所にご連絡ください。「変更（中止）承認申請書」（様式第3号）の提出が必要となります。

(5) 実績報告

設備の設置が完了したら、実績報告書に必要な書類を準備し、設置完了後1ヶ月以内に市へ提出してください。※令和6年3月に設置完了予定の方は、完了後ただちに提出してください。（補助金の交付が出来なくなる場合がありますのでご注意ください。）

＜実績報告に必要な書類＞

必要な書類		備考
1 実績報告書		申請時の「補助対象経費」と差異がないかご確認ください。 ※差異のある場合は変更申請が必要となります
2 領収書の写し		交付申請書と実績報告書に記載の「補助対象経費」と合致するか読み取れる明細を添付してください。
3 設置完了後の写真	蓄電システム 太陽光発電設備(新設した場合)	・システム全体を写したもの。 ・型式名を写したもの。 ・太陽光モジュールが設置されていることが確認できるもの。
4 いばらきエコチャレンジに登録していることが確認できる書類 ※メール受付可		アカウントの編集・削除の画面が確認できるもの。 ※アカウントの名前は同居する家族の名前でも有効ですが、世帯が異なる場合は住民票(謄本)を添付してください

くいばらきエコチャレンジに登録していることを証する書類等について



見本図（スマートフォンの場合）

(6)補助金交付額の確定の通知を受ける（実績報告書提出から2週間～3週間程度）

実績報告書に基づき、設置工事が適正に終了したかを審査、市職員による現地確認も行います。内容が適正であれば「補助金交付額確定通知書」を送付します。(7)で必要な「補助金交付請求書」も同封します。

(7)補助金交付請求書の提出

市から補助金交付額確定通知が届いたら、「補助金交付請求書」で補助金の交付請求をしてください。請求書提出後2~3週間で指定の口座に補助金が振り込まれます。

※口座は申請者ご本人様名義のものに限ります。